

[事案 2021-141] 契約取消等請求

・令和4年3月2日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年10月に契約した変額保険（契約①）について、平成29年3月に払済保険に変更し、同年4月に変額保険（契約②）を契約したが、以下の理由により、契約①の払済保険への変更を取り消すとともに、契約②を取り消してほしい。

- (1)平成28年3月および平成29年3月の面談で、担当者から、契約①の契約者貸付残高が、全額返済をしなければならない金額であると説明を受けたが、自分は一部返済を希望したところ、「一部返済はできません。全額返済ができないなら払済です。」と言われ、全額返済か払済かの二者択一を求められたことから、担当者の説明を信じて契約①を払済保険に変更し、契約①に代わる保障として契約②の申込みをした。
- (2)契約①の契約者貸付の実質の利率は1.75%で、定期預金の利率より低く、他の金融機関から借入れをするより安いと、契約者貸付により資金調達を行った上で、一部返済することを希望していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)担当者は、平成28年3月に申立人と面談し、契約者貸付の残高や返済方法につき、全額返済と月々返済のいずれもできること、貸付元金と利息の合計が解約返戻金を上回った場合に「オーバーローン失効」となることを説明したところ、申立人は、「直ちに全額返済します」と答えた。
- (2)当社には、契約者貸付残高が一定額を超えると一部返済ができなくなるという制限はなく、担当者がそのような説明した形跡もない。
- (3)担当者は、申立人から、契約者貸付について「実質2%程度の金利である」という趣旨の発言を聞いていない。契約者貸付の利率は6.25%である。
- (4)担当者は、平成29年3月に申立人と面談し、契約①の払済および契約②の申込手続を行なった。契約内容変更請求書や申込書の手続書類に不備はなく、各手続は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者が、契約者貸付の一部返済ができないと誤説明をしたことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。